

ものづくり支援センターしもすわ  
展示品等製作補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内ものづくり中小企業者が販路開拓・受注獲得等を目的として県内外及び海外等で開催される、自社が主催・共催以外の展示会・商談会の出展に向けて、新たに自社展示品の製作等を行った場合に要した経費の一部を補助することについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 自社展示品の製作等とは、受注獲得を目的として、自社の技術力や製品をPRすることを目的に、新たに製作する自社展示品とそれに付随する展示用品をいう。
  - 展示品とは自社技術や商品等の販路開拓を目的とする、自社で加工又は組立等を行った製品で、対象期間内に展示会等において実際に展示したものに限る。
  - 展示用品とは、上記展示品を展示するために作成又は購入し、実際に対象期間内の展示会等で展示に使用したものに限る。

(対象事業者及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業者及び補助対象経費（以下「経費」という。）は、次の通り

- (1) 対象事業者 下諏訪町内に事業所又は営業所等を有し、営業実態および、下諏訪町への納税（事業税及び固定資産税等）が確認できること
- (2) 経費 展示会・商談会出展の際に、自社技術や製品などをPRし受注に結び付けるために補助金対象期間内に新たに製作する自社展示製品の原材料費や展示を目的とする展示用品等の作成に係る材料費又は外注費、購入費。
  - ※製作等にかかる人件費、電気代、ガス代、水道代、工具類等は対象としない
  - ※自社展示品を伴わない展示用品のみの製作、購入は対象としない
- (3) 消費税の取扱い 特に指定の無い限り経費対象額は消費税込みの金額とする

(補助率)

第4条 経費の合計額で5万円を限度とする。ただし、1,000円未満を切り捨てる。

(対象期間・基準日)

第5条 毎年1月1日から12月31日の間に製作し出展した日、または経費の支払いを終了した日のうち遅い方の日付を基準日とする。

(申請期間)

第6条 基準日を含む対象期間の翌年1月10日から1月31日とする

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、ものづくり支援センターしもすわ展示品等製作補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、展示品製作の為の原材料の支払いを証する書類、展示用品製作の為の原材料の支払いを証する書類、展示用品の購入に関する支払いを証する書類等、また展示会に出展したことが確認できる書類等(以下参照)を添付し、ものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(展示品製作の為の支払いを証する書類等とは、展示品図面及び購入した材料明細、受け払い簿等、請求明細書及び支払額が確認できる振込書もしくは領収書。展示用品製作の為の図面及び原材料一覧、請求明細書及び支払額が確認できる振込書もしくは領収書。又は購入品が確認できる明細及び支払いが確認できる振込書もしくは領収書。展示会に展示したことが確認できる書類等とは展示会小間割一覧表、展示台、展示品が使用されたことがわかる写真等を指す)

(交付決定および請求)

第8条 前条に規定する申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわ展示品等製作補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。

- 2 申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、速やかに展示品等製作補助金交付請求書(様式第3号)をものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。